

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月 9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月25日 午前 9時00分から 令和 7年 7月 2日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 7月 8日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月23日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 7月 9日 午前10時00分から 令和 7年 7月11日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	18, 770, 000 15, 016, 000	一括	3, 754, 000	101, 572	22, 992
1	2, 770, 000				
2	16, 000, 000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 八王子市長房町
 地 番 200番20
 地 目 宅地
 地 積 136.80平方メートル

2 所 在 八王子市長房町200番地20
 家屋 番号 200番20の2
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 53.20平方メートル
 2階 50.51平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約59.70平方メートル
 2階 50.51平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月21日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 高 久 洋 輔

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 八王子市長房町
 地 番 200番20
 地 目 宅地
 地 積 136.80平方メートル

2 所 在 八王子市長房町200番地20
 家屋 番号 200番20の2
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 53.20平方メートル
 2階 50.51平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約59.70平方メートル
 2階 50.51平方メートル



令和 7 年 (ケ) 第 15 号
令和 7 年 2 月 26 日受理
令和 7 年 4 月 7 日提出
(評価人 山 崎 俊 治)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 中 田 健 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 八王子市長房町 |
| | 地 番 | 200番20 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 136.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八王子市長房町200番地20 |
| | 家屋 番号 | 200番20の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 53.20平方メートル
2階 50.51平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都八王子市長房町200番地20 (住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約59.7平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		■全部 □	
占有者		■B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者))の陳述／□提示文書()の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期		年 月 日	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	□所有者 □その他の者()	
当事者	借主	□占有者 □その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□転貸を認める □	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (占有者)	1 私は、所有者の元妻です。 2 本件建物は、私が家族とともに居宅として使用しています。所有者は本件建物から転居しており使用していません。法人等の使用もありません。 3 本件建物を使用するにあたり、所有者との間に賃料のやりとりはありません。 4 サンプルームは令和元年に増築しました。 5 2階西側洋室には子供がいるので配慮して調査してください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、表札の表示、前記関係人の陳述、ライフライン調査の結果及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 2月28日 : - :	当 庁	ライフライン調査照会書郵送
7年 3月19日 12:15-12:28	物件所在地	物件確認, 外観写真撮影, 物件調査, 占有調査, 照会書差し置き
7年 3月26日 7:50- 8:05	物件所在地	物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 関係人に面接聴取, 評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和 7年 3月26日
目的物件が施錠されている場合に備えて, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

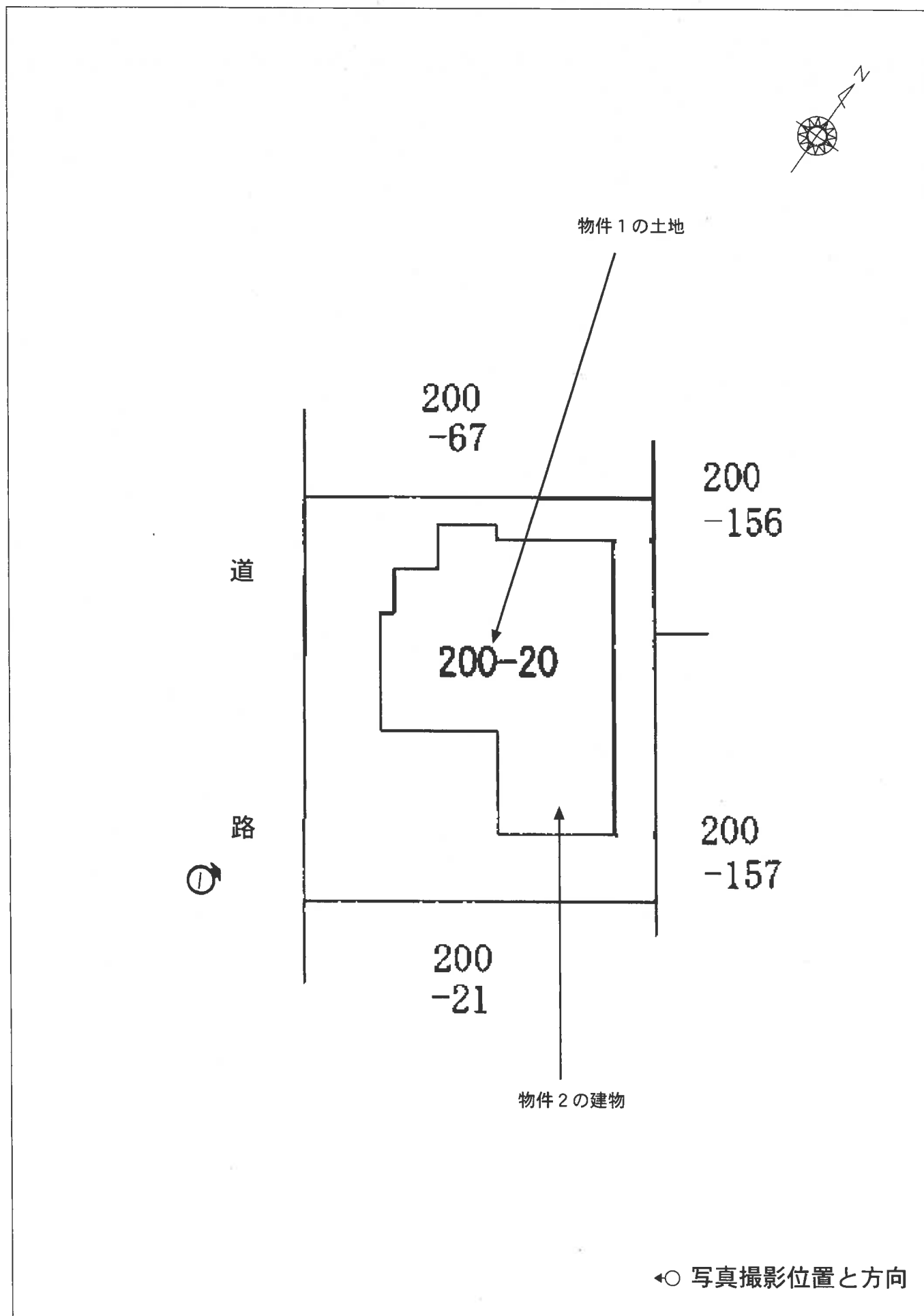
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

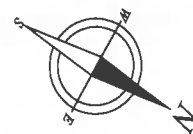
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(土地建物位置関係図)

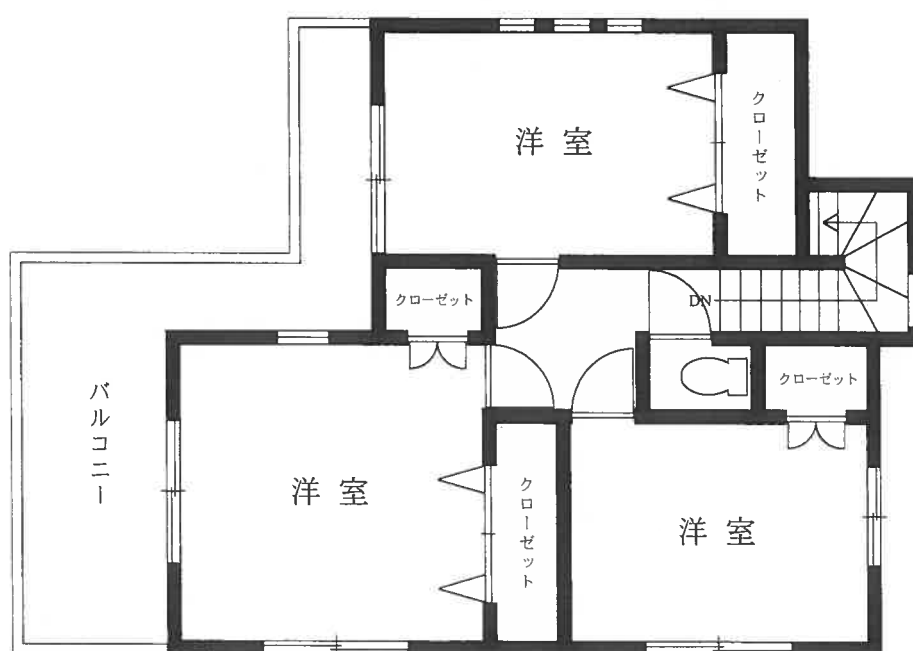


一階間取図



■ 増築約6.5㎡

二階間取図



令和 7 年 (ケ) 第 1 5 号
令和 7 年 3 月 2 6 日 現地調査
令和 7 年 4 月 1 0 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御 中

評 価 書

評 価 人 山 崎 俊 治

第1 評価額

一括価格	
金 18,770,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,770,000 円
物件2 (建物)	金 16,000,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		床面積 : 1階 約 59.70m ² 2階 50.51m ²
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 八王子市長房町 |
| | 地 番 | 200番20 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 136.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八王子市長房町200番地20 |
| | 家屋 番号 | 200番20の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 53.20平方メートル
2階 50.51平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 中央線「西八王子」駅の北西方、道路距離約1.9km、最寄バス停から徒歩約5分に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	近隣は、八王子市の中央部、南浅川北西方の丘陵地に存する住宅地域である。南向き傾斜の丘陵地において中規模の低層戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域が形成されている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般的 な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし 第1種高度地区(高さの最高限度:10m) 日影規制(一) 宅地造成等工事規制区域 八王子市景観計画区域 (一般地区「西南部地域・緑との共生ゾーン内」) 八王子市立地適正化計画(居住誘導区域)
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	136.80㎡ 長方形 間口約12.5m、奥行約11m 本件土地宅盤面は概ね平坦であるが、地域的には南向きの傾斜地であるため接面道路とは高低差がある。なお、本件土地南端付近は接面道路とほぼ等高で駐車場として利用されている。 法務局備付の地積測量図(昭和42年10月作製)が存する。
接面道路の状況等	本件土地宅盤面は南西側で幅員約4mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号に該当)に約1.3～2m高く接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 (建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照)	
供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地 内への引き込みの 有無を基準として いる)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	有り 無し(前面市道に都市ガスの本管は埋設されているが、 本件土地への引き込み管は確認できなかった。) 有り
土 地 の 履 歴 等	本件建物の敷地として利用される以前の地歴について、過去の住宅地図(昭和55年版、昭和62年版、平成5年版、平成16年版)で調査したところ、戸建住宅の敷地として利用されていたことが確認された。	

特 記 事 項	① 本件土地宅盤面と接面道路との正確な高低差は不明であるが、簡易計測によると約1.3～2mの高低差があった。高低差が2mを超える「がけ」である場合は、建物の建て替えに際して東京都建築安全条例第6条による制限を受けるため留意が必要である。 なお、高低差のある部分にはR C擁壁が築造されているが、当該擁壁について都市計画法、旧宅地造成等規制法及び建築基準法による検査済証の交付記録は確認できなかった。 詳細については八王子市建築指導課等に相談を要する。 ② 本件土地については法務局備付の地積測量図が存するものの、古い時代のものであるため、より精度の高い測量を実施した場合、登記地積と実際の地積が異なる可能性もあるため、留意が必要である。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成25年5月9日新築 約12年 約13年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレートぶき サイディング等 クロス貼等 クロス貼、板張り等 フローリング、畳等 水廻り(台所、洗面室、浴室、トイレ)等 ウッドデッキ、バルコニーあり。台所はIHクッキングヒーター。占有者によるとサンルームは令和元年頃に増築したとのこと。
現 況 床 面 積	1階：約 59.70 m ² (未登記の増築部分(サンルーム)：約6.5m ² を含む) 2階： 50.51 m ² 延 約 110.21 m ² ※ 未登記増築部分の面積は概測によるものであり、正確には専門家による測量を要する。	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅(4LDK) 1階：LDK、和室、洗面室、浴室、トイレ等 2階：洋室3、トイレ等
品 等	中 位	
保守管理の状況	普 通	
建物の利用状況等	現況調査報告書のとおり、建物所有者の元妻が使用借権に基づき居宅として使用し、占有している。 ◇ 占有減価の要因はない。	
特 記 事 項	① 建築確認済証の交付記録(平成25年1月11日)はあるが、検査済証の交付記録は見当たらなかった。なお、未登記増築部分を考慮すると、基準建蔽率及び基準容積率を超過しているものとみられることから、留意が必要である。詳細は八王子市建築指導課への確認を要する。 ② 1階和室入口の引き戸に凹みが認められたが、その他は特に経年以上の汚れ、摩耗、劣化、損傷等は認められず、維持管理の状態は普通程度であった。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ＝ア×イ×ウ×エ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	88,000	× 1.01	× 136.80	× 0.95	= 11,550,000

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【地価公示地 八王子－34】

(公示価格) (時点修正) (標準化補正) (地域格差) (規 準 価 格)

91,500円/㎡ × $\frac{101}{100}$ × $\frac{100}{101}$ × $\frac{100}{104}$ = 88,000円/㎡

(上三桁未満四捨五入)

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北西)を考慮。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

- ・方位(南西)----- + 4 %
- ・地勢 ----- - 3 %

相乗積：1.04 × 0.97 = 1.01 (小数第3位を四捨五入)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物との適応状態を考慮して、-5%と判断した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ＝ア×イ×ウ
2	230,000	× 約110.21	× 0.47	= 11,910,000

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 概測現況床面積による。

ウ 現 価 率 ： 対象建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、中古物件による市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。

残価率	5%
経過年数	約12年
経済的残存耐用年数	約13年
観察減価率	15%

$$\begin{array}{l}
 \text{(残価率)} \qquad \qquad \qquad \text{(耐用年数に基づく方法)} \quad \text{(観察減価)} \\
 \text{現価率: } 0.05 + (1-0.05) \times \frac{\text{約13年}}{(\text{約12年} + \text{約13年})} \times (1-0.15) = 0.47 \\
 \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ＝ア×イ
1	11,550,000	× 0.70	法定地上権	= 8,090,000

ア 建付地価格：前記1 ① オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) カ＝ (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	11,550,000	－ 8,090,000		× 1.0	× 0.8	= 2,770,000
2	11,910,000	＋ 8,090,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 16,000,000
一括価格(合計)						18,770,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2 ① ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

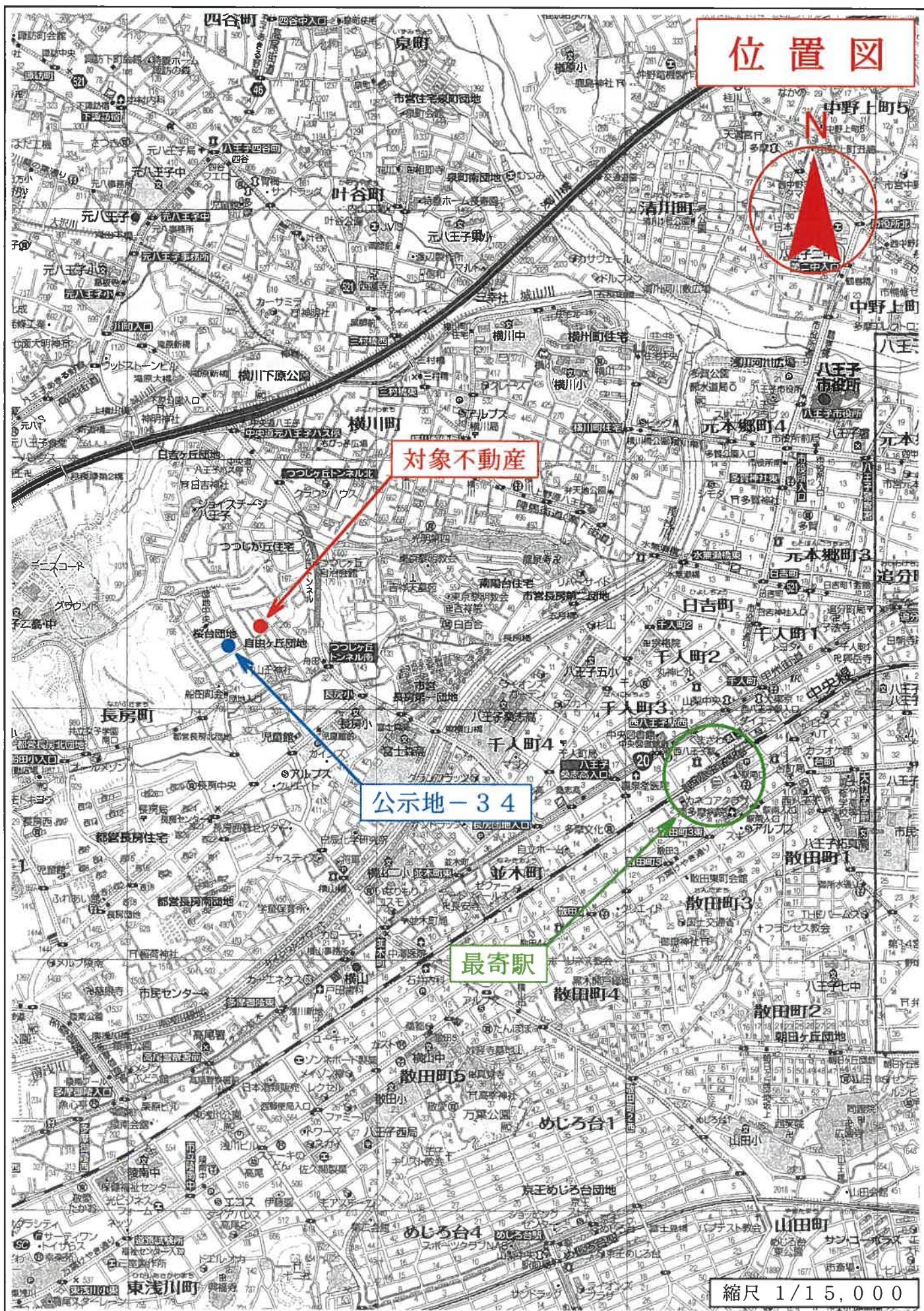
地価公示地「八王子－34」

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 及 び 地 番	八王子市長房町230番95
1 m ² 当 た り の 価 格	91,500円/m ²
地 積	198m ²
前 面 道 路 の 状 況	北西5m市道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、ガス、下水
交通施設との接近状況	「西八王子」駅 2km
法 令 上 の 制 限	1低専(40,80)
周辺の土地の利用状況	中規模一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

第7 附属資料

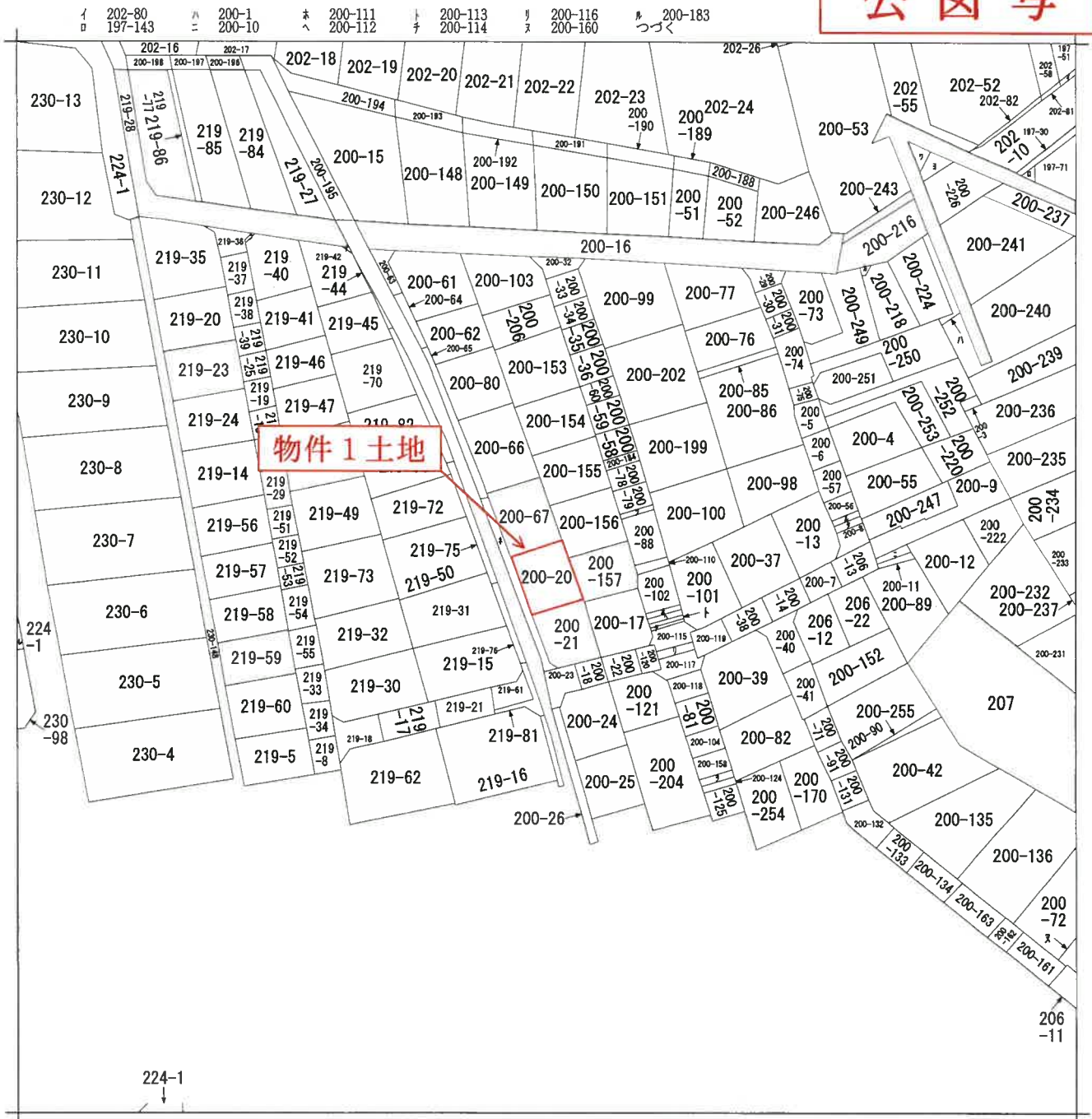
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上



株式会社昭文社発行「都市地図」より複製

公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八王子市長房町				地番	200番20			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項	方位不明			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※赤字・赤枠等は評価人が記載 (以下同様)

令和7年2月28日
東京法務局八王子支局
登記官

請求番号：2-1
(1/2)

ヲ 200-207
ヲ 200-215
ハ 200-223
ヨ 200-225
ヲ 200-28
レ 230-97
ソ 200-87
ツ 219-74
ネ 200-19
ナ 219-43
ラ 219-101

地積測量図写

登記年月日：昭和42年10月17日

前200-2 新200-9

地番	200-19-20-21-22-23 ~24-25-26-27-28
土地の所在	八王子市 長房町

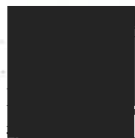
地積測量図

2/3

製作年月日
昭和42年10月12日

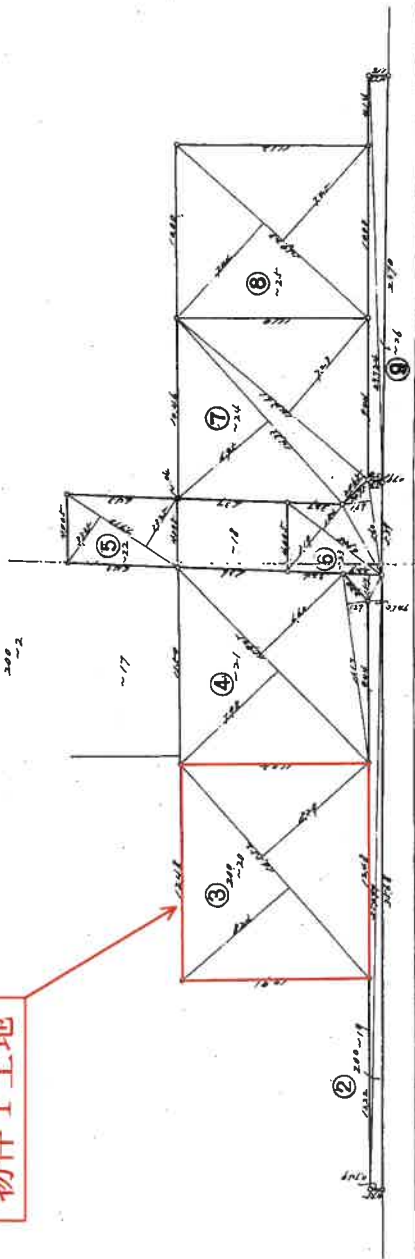
製作者

申請人



① 200-2

物件1土地



地番	求積	底辺	高さ	根積	積地積
②	155.00	12.48	12.48	1932.704	2.6
③	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
④	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
⑤	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
⑥	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
⑦	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
⑧	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6
⑨	16.72	12.48	12.48	208.603	2.6

642681

S42.10.17

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月28日 東京法務局八王子支局

登記官

(2/2)

請求番号：2-2

建物図面・各階平面図写

登記年月日：平成25年5月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月28日 東京法務局八王子支局

東京法務局八王子支局

藥品加

請求番号：2-3

A 3をA 4に縮小

- 16 -

面
圖
物
建

各階平面図

200-20 -2

号
番
屋
家

八王子市長房町200番地20

縮尺 $\frac{1}{500}$

申請人

$$\frac{1}{250} \text{ 箱尺}$$

者成作

(平威好筆(5萬20目作成))

(東京土地家屋調査士会用紙)

物件1土地

物件2建物

